

顧問弁護士利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、顧問弁護士の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(顧問弁護士の氏名等)

第2条 市に設置する顧問弁護士（以下「顧問弁護士」という。）は、次の者とする。

氏名	嶋 ^{しま} 田 ^だ 敬 ^{たか} 昌 ^{まさ}
事務所の所在地	函館市新川町18番12号
事務所の名称	嶋田・平井法律事務所
電話	23局4834番
ファクシミリ	23局4835番

(法律相談の要領)

第3条 市の事務執行に係る事項に関し法律上の当否を判断する必要があるときは、顧問弁護士に相談し、意見を求めることができる。

2 前項の規定による相談（以下「法律相談」という。）は、当該事項を所管する部局の職員が行うものとする。

3 法律相談の日時等は、当該事項を所管する部局の職員があらかじめ顧問弁護士と打ち合わせのうえ決定し、相談事項についても事前に簡潔に整理しておくものとする。

(利用後の通知)

第4条 法律相談のため顧問弁護士を利用したときは、速やかに、相談内容、利用年月日等について別記様式の通知書により法務担当課長に通知するものとする。

(法律相談の費用)

第5条 法律相談に係る法律相談料の支払いは、各部局においては一切要しない。

(訴訟事務の要領)

第6条 市が応訴する場合で、委任契約に基づき訴訟代理人をたてるときは、特別の事情がない限り顧問弁護士に委任するものとする。この

場合においては、当該訴訟を所管する部局の職員が直接顧問弁護士と打ち合わせ、訴訟の手續等を進めるものとする。

2 市が訴えを提起する場合についても、前項の場合と同様とする。

(訴訟の処理に係る弁護士報酬)

第7条 前条各項の事件に係る顧問弁護士への報酬の支払については、顧問弁護士の報酬に関する基準に定めるところにより、当該訴訟を所管する部局においてその訴訟ごとの委任契約に基づき報酬の額を定め、行うものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年9月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月4日から施行する。

別記様式（第4条関係）

顧問弁護士利用通知書

年 月 日

法務担当課長 様

利用部課名

次のとおり顧問弁護士を利用したので、通知します。

利 用 年 月 日	年 月 日
相 談 案 件 の 内 容	
顧 問 弁 護 士 の 見 解	
担 当 者	課 係 (電話)